

令和2年 1月 31日

北海道知事 様

提出者 株式会社 津司 手稲本部

住 所 札幌市手稲区前田4条7丁目1-1

氏 名 俵谷 肇

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第30条第1項（附則第5項において準用する同条例第30条第1項）の規定により、次のとおり地域貢献活動計画を変更したので提出します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	現金問屋手稲店
所在地	札幌市手稲区前田4条7丁目
地域貢献活動計画書の提出年月日	平成27年 12月 11日

2 地域貢献活動計画の変更

変更年月日	① 平成28年 4月 30日
変更の理由	① 提出者変更の為 ② 施設名称訂正の為

3 変更後の地域貢献活動計画

(1) 地域貢献活動の実施に関する計画

項目	活動内容	実施時期	具体的な取組
変更無し			

石狩振興局産業振興部商工労働観光課  
- 2.1.31 収受  
第 号

(2) 地域貢献活動の担当者

所属名	株式会社 津司 手稲本部
職・氏名	俵谷 肇
電話番号等	011-684-1100

<担当者連絡先>

所属名	株式会社 津司 手稲本部
職・氏名	俵谷 肇
電話番号	011-684-1100
電子メールアドレス	orosiuri-su-pa@marble.ocn.ne.jp

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。

2 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」及び「(2) 地域貢献活動の担当者」は、変更後の内容を記載すること。

3 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第10条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。